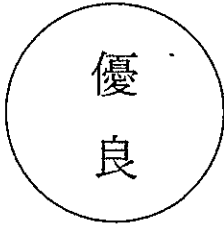


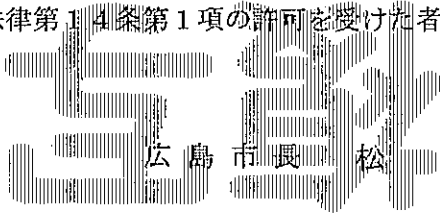
# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島市安佐北区白木町三田字小椋 1 5 2-1 番地の 3

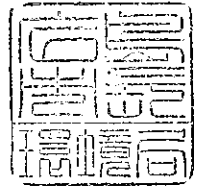
氏名 有限会社ダイイチ企業  
代表取締役 小川 勲  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。



広島市長 松 井 一 實



許可の年月日 平成 31 年 1 月 31 日

許可の有効期限 平成 38 年 1 月 30 日

## 1. 事業の範囲

区 分	産業廃棄物の種類
	裏面のとおり

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所

別添検査済証のとおり。

## 3. 許可の条件

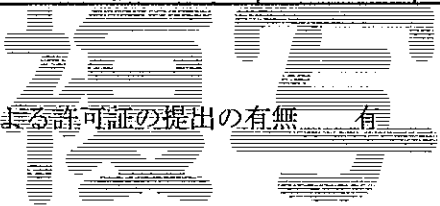
## 4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H17. 9. 12	更新許可	H25. 11. 6	優良確認
H22. 9. 15	更新許可	H29. 9. 7	更新許可
H23. 4. 19	変更許可	H31. 1. 30	更新許可 (優良認定)

## 5. 規則第 9 条の 2 第 5 項の規定による許可証の提出の有無

有

## 6. 備考



1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
<p>収集運搬 (積替・保管を含む) この欄以下余白</p>	<p>汚泥 (判定基準に適合しないものを含まない。)                      廃油                      廃プラスチック類                      ゴムくず                      金属くず                      ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず                      (これらのうち廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であることを除く。)。この欄以下余白</p>
<p>収集運搬 (積替・保管を含まない) 以下余白</p>	<p>燃え殻 (判定基準に適合しないものを含まない。)                      汚泥 (含水率85%以下のものに限り、判定基準に適合しないものを含まない。)                      廃酸                      廃アルカリ                      廃プラスチック類                      紙くず                      木くず                      繊維くず                      動植物性残さ                      動物系固形不要物                      金属くず                      ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず                      銼き                      がれき類                      動物のふん尿                      動物の死体                      ばいじん (判定基準に適合しないものを含まない。)                      (これらのうち廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、廃石膏ボード、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であることを除く。)。以下余白</p>

複写

複写